

会 議 結 果 報 告 書

- | | | | | | |
|---|--------|---------------------|----|-----|----|
| 1 | 定例会 | | | | |
| 2 | 開会日時 | 令和6年7月23日（火）午後1時22分 | | | |
| 3 | 閉会日時 | 令和6年7月23日（火）午後2時04分 | | | |
| 4 | 出席者 | 教育長
教育委員 3人 計4人 | | | |
| 5 | 議決等の状況 | 原案可決 | 1件 | 承認 | 0件 |
| | | 一部修正可決 | 0件 | 同意 | 0件 |
| | | 継続審議 | 0件 | その他 | 1件 |
| 6 | 議事録 | 別添のとおり | | | |

教育委員会定例会議事録

1 会議年月日 令和6年7月23日（火）

2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

3 出席者

教育長	新田	憲章
委員	神原	謙治
委員	松本	真奈美
委員	玉井	節夫

計 4人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【会議等】

・令和6年度市町村教育委員会研究協議会

【学校教育関係】

・府中町生徒指導上の諸課題の状況

日程第3 社会教育について（社会教育法第17条第2項意見）

日程第4 第9号議案 合同訓令の一部改正について

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	増田	康洋	教育総務課長	宍田	貴
学校教育課長	藤永	政己	社会教育課長	竹林	邦彦
社会教育課主幹	小路	和司	教育総務課主査	信岡	久美

6 議事の内容

（開会 午後1時22分）

教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催いたします。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、

私と神原委員を指名することとしますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

教育長

では次に参ります。

日程第2、教育長報告を議題といたします。

教育長報告は2件です。

会議等につきましては、1件ございます。6月27日木曜日に「令和6年度 市町村教育委員会研究協議会」がオンラインにより開催されました。神原委員、松本委員、玉井委員にご参加いただいております。「不登校対策」をテーマとした分科会にご参加いただきました。

後ほど、参加された委員の皆様にご報告、その時の思いをお話いただければと思います。

続いて、学校教育関係1件です。「府中町生徒指導上の諸課題の状況」についてです。詳細については学校教育課長が報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。府中町生徒指導上の諸課題の状況について、説明します。

資料「府中町生徒指導上の諸課題の状況(令和6年6月末現在)」をご覧ください。こちらの資料は、7月8日時点での速報値であり、数値に関しては変更する可能性もありますので、ご承知おきください。それでは、順にご説明します。

まず、暴力行為の発生件数です。表の右側の令和6年6月の欄を見ますと、小学校で27件、中学校は7件です。昨年度の6月と比べ、小学校は13件増加し、中学校は1件増加しています。小学校では、物の取り合いをきっかけで蹴る、叩く等の「生徒間暴力」や、児童の落ち着きのない行動を制する教師に対しての暴言や叩いたり引っかいたりする「対教師暴力」等の事案がありました。中学校では、部活動で先輩に対する態度が悪い下級生に対して、口論の末、殴る等の「生徒間暴力」や、掃除ロッカーを蹴るなどの「器物損壊」等の事案がありました。いずれの事案についても、事実確認の上、自分の行動を振り返らせ、謝罪するなどの特別な指導を行っています。

次に、いじめの認知件数です。令和6年6月現在、小学校で6件、中学校で2件です。昨年度の6月と比べ、小学校は3件増加し、中学校は11件減少しています。小学校では、同学級の複数児童が一人の児童に対して「〇〇菌」と陰で言う、避けるなどのいじめ事案がありました。中学校では、物を隠すなどのいじめ事案がありました。小中学校ともに、学校としていじめを認知し、被害児童生徒や保護者に指導方針を説明したうえで、加害児童生徒への指導等を行っております。

次に特別な指導の件数です。令和6年6月現在、小学校で55件、中学校で18件です。昨年度の6月と比べ、小学校では16件増加し、中学校では15件減少しています。暴力行為やいじめに対する指導の他に、小学校では、クラスの外に出て落ち着かない児童に対する指導、金品強要、家出、校則違反などの指導、中学校では万引き、喫煙、校則違反に対する指導等がありました。なお、特別な指導が必要となる暴力行為やいじめについては、学校からの一報を受けています。その際、各学校が組織的に対応できるよう、正確な事実確認を行うことや初期対応等について指導助言を行っております。

次に不登校人数についてです。令和6年6月現在、小学校で25人、中学校で26人です。昨年度の6月と比べ、小学校は4人増加し、中学校は3人減少しています。学校では、個々の状況に応じた支援をするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携しながらアセスメントをするとともに、家庭と連携を図り、校内適応指導教室や一人1台端末の活用その他、適応指導教室「たんぽぽの部屋」やスクールS等の学校外の機関も紹介するなど多様な学び場を提示しています。教育委員会としても、学校が取り組む不登校対策を支援できるよう、6月・7月の校長会において

「不登校児童生徒への取組について」を議題として取り上げ、学校としてできる取組、教育委員会が支援できる取組についても協議しました。今後も、各校の実態を把握しながら、学校とともに取り組んでまいります。説明は以上です。

教育長

報告は以上です。「会議等」につきまして、研究協議会にご参加いただいた委員の皆様からご報告をお願いします。

神原委員

では私の方から発表させていただきます。不登校対策についての分科会に参加いたしまして、7つの市町の方と意見交換をいたしました。どの市町も不登校児童は令和2年から増加傾向にあり、いろんな対策をしているんですけども、これといった成果が出ていないというのが実情のようでした。その中で、各市町での特徴的な施策を報告いたします。

まず1つ目は、佐賀県武雄市が昨年から始められた、不登校児童へのメタバース空間を使用しての居場所づくりをされている施策です。今お手元にお配りした資料になるんですけども、メタバースというものに関しては、仮想空間にアバターと呼ばれる自分の分身、キャラクターみたいなものを通じて、様々な活動や交流を楽しむことができるネット空間のことで、自宅にしながら学習もできることから不登校児童が参加する心理的ハードルが非常に低くなるということで、今後拡大していくということでした。ただ、課題としては、このメタバースを支援する人員の手配という問題に直面しているということでした。ここから私の個人的な意見にはなるんですけども、今後例えばその課題をクリアするにあたって、民間の企業などにメタバースの空間に広告を掲載していただく代わりに、例えば資金援助をお願いして、専門家によるIT企業の授業を行っていただくとか、あとは、民間の塾と連携して塾の講師による、メタバース空間の中での授業を行っていただくとか、そういった活用の可能性を探ってもいいのではないかというように感じました。資料にもあるんですけども、実例として、立命館大学が不登校の高校生を対象としたメタバース、不登校学生居場所支援プログラムというものを広島市にて実施をされておりまして、VRの空間での交流や、クリエイターとの活動を通して、居場所づくり等可能性の発見を目指す体験をされたということが報告されておりました。参加者からは好評を得ており、今後は広島県以外にも活動エリアを拡大させることが検討されているということです。

2つ目が、大阪府貝塚市の取組みで、不登校児童のメンタルケアとして、地元の乗馬クラブと連携して、児童が馬と触れ合うふれあいセラピーというものを実施しておりまして、一定以上の効果を上げているという発表がありました。

私ども府中町の施策として、小中で同じスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置することで、児童だけでなく保護者の安心感にもつながっていると発表すると、ぜひ自分たちの市町でもそういったことを導入していきたいというふうに、非常に好評をいただいております。私からの報告は以上です。

教育長

ありがとうございます。

松本委員

私は、6月27日のオンライン教育委員会の研究協議会に参加させていただきました。テーマは不登校対策について、栃木、奈良、山口、宮崎、東京の方とグループ協議をしました。自己紹介から始まって、各自の提出資料から、取組みの内容と効果と今後の課題を発表し合いました。グループの皆さんのお話を聞き、取組みや効果は、少しずつではありますが、良い結果となっていっているというふうに実感をしました。今後の課題については、地域によって様々な対応があることを知りつつ、その課題が良い結果となっていくようにとの思いがある、皆さんの発表を伺いました。で、

不登校の生徒にどこまでの対応と支援ができるのかという思いと、不登校だった生徒が登校ができ、その後の将来までを考えていける私たちでありたいと、本当にそういう温かい思いの話がグループの中でできました。本当に思いが共有できたなあというふうに思いました。その思いになったというのが、グループの中でNPO法人で居場所づくりをされている方のお話があり、田や畑や動物の世話をする、それを通して、空の下での居場所づくりをされている方の話がとても感動的でした。不登校から学校に通えるようになって、その後の関わりもずっとされているっていう話を聞きまして、皆さんでとても感動しました。その話を聞いて、皆さんと共感し、本当にグループ協議がよい協議になったなあと思いました。このたびの協議会で、私は府中町での取り組みや効果については、本当にすばらしいものを感じております。課題もありますが、府中町での取り組みは、先ほど話をしたこととつながっているなと思いました。誰一人取り残さないという思いで、府中町も取り組んでいращやるといふうに感じております。私自身も、その現場に足を運んで、お手伝いできれば良いなと感じております。今後とも不登校の対策に、どうぞよろしくお願い致します。

教育長

ありがとうございました。

玉井委員

私も不登校対策で6市町村のグループ協議に参加したんですけども、やはりコロナ禍以降、不登校の数が増えてるっていうのは、どこの市町も一緒でした。そしてもう1つは昨年度不登校の子が、やはり今年も不登校であるっていう、1度不登校になると続く傾向があるっていうのが、他の市町でも同じようなことを言われました。そこで思ったのは、やっぱり不登校気味になったとか休みがちになった時に、早め早めに手立としていくっていうのが大事なんだろうなっていうのを、話し合いをしながら感じました。それから府中町の方では、子どもたちに居場所を作るとか、他者とのつながりの場を増やしたいっていう思いを持っているわけですけど、その1つとして、適応指導教室を学校内に作っていきこうという考えで今進めているっていうことを話しました。話をすると皆さんも、やはり教室とつながるためにも学校内にあると随分つながりやすくなるんじゃないかとか、学校に戻りやすくなるんじゃないか、だからやっぱり、学校内に適応指導教室を作るっていうのは大事なことだなっていうことを言われました。あとは人材確保とか、人的支援の部分もあるんですけども、やはりそういうところから子どもたちを教師とつなげていけたらなと思いました。それともう1つ中央小学校だったかな、のびいカフェってのがあるんですよ。不登校の保護者の方がちょっと集まってお茶を飲む会みたいなのがあるんですよって話をして、やっぱりそういう場があると保護者同士が雑談できる、保護者同士が話し合える場ができるから、そうやって少しでも親御さんの悩みも解決できるんじゃないかっていうところもありました。ですから今、府中町がこう取り組んでいるところを、これからもそのまま続いて引き続き取り組んでいくっていうことは大事な事かなっていうのを、この協議会を通して思いました。以上です。

教育長

ありがとうございました。

教育長

それでは続きまして、「学校教育関係」の先ほどの生徒指導上の諸課題の状況につきまして、何かご質問等ございますか。

教育長

下のグラフはいつもこういう形でしたか。

学校教育課長

去年までは、参考にどういう事例があるかを書かせてもらったところが右端の方にあったと思うんですけど、結構個別具体的な内容になってしまうので、昨年度の最後ぐらいからそこは外させていただく形で、グラフだけで表示をさせていただいている格好になっております。以上です。

教育長

6月現在の数がありますよね。その前の分は年度の数なので、つなぐと減少しているように見えるけど、このままいくと今年は去年より多くなりますよね。去年より多いということなので、特に暴力行為なんか、昨年度の全体の58件より多くなる可能性があるということで、次回から工夫してみてください。

学校教育課長

検討したいと思います。

教育長

よろしくお願いします。

教育長

では次に参ります。日程第3、「社会教育について（社会教育法第17条第2項意見）」を議題といたします。社会教育法第17条第2項では、「社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。」と規定されています。初めての試みでございますが、この度、当該規定により、社会教育委員の会議の米田議長からお話いただく機会を設けたいと思っております。それでは、米田議長が着席するまで、しばらくお待ちください。

（米田議長着席）

米田議長

社会教育委員の会議の議長をしております米田と申します。本日はお時間をいただきありがとうございます。

教育長

それでは米田議長よろしくお願いします。

米田議長

こういった時間をとっていただきますのは初めての試みということですが、教育委員の皆様にもぜひ社会教育委員の活動や考えを知っていただきたくお話させていただければと思います。本日は去る5月28日に開催いたしました令和6年度第1回社会教育委員の会議の報告を中心に行います。また、本日、参考資料を配布しておりますので、ご覧ください。

まず、社会教育委員ですが、社会教育法第17条に、社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行うこととされています。

1点目といたしまして、社会教育に関する諸計画を立案すること、2点目として、定時または臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること、3点目として、前述の職務を行うために必要な研究調査を行うこと、とされています。社会教育委員の会議は、裏面にある「第2次府中町教育振興基本計画の概要」の基本方針2「学びあい 生きがいを育む 社会教育の充実」の分野である社会教育の振興を行うため、社会教育活動団体から推薦された者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者など、社会教育関係者で構成されています。

それでは、会議の報告です。社会教育課から令和5年度の取り組みや令和6年度の事業内容等の説明を受けた後、意見交換を行いました。その中で、特徴のある意見を2点報告いたします。

1点目は学校の部活動の地域移行についてです。委員からは、教員の働き方改革を起因として、部活動の地域移行を行うよう進められていると思うが、これは学校教育だけで進めていくことは難しく、社会教育と学校教育が連携をして進めていく必要がある、という意見がありました。また、学校との連携に関連し、1つの例として、コロナ禍前にはなりますが、婦人会や文化協会の構成団体等が学校に出前授業を行い、「新府中音頭」を教え、学校の運動会で児童生徒が踊っていた、また、これにより地域の方々と児童生徒のつながりができていたが、コロナ禍によりこの活動が断たれているので、社会教育委員を中心として、再度行っていく必要があるのではないか、という意見がありました。

2点目は、子供会についてです。一つの例として、活動が休止している子供会活動について、夏休みのラジオ体操をきっかけとして、活動を再開し、2年目からは地域の老人クラブと連携し、活動を行うことによって、徐々に活動を行うようになったという意見がありました。ただ、現在の子ども達は、色々なクラブや習い事があるため、子供会に入らないという現状もあり、活動を維持する難しさにも言及がありました。

私達、社会教育委員の会議としては、冒頭申し上げましたとおり、様々な団体から推薦された委員等から構成されています。このため、地域の社会教育に関する情報を行政へ提供していくことや、住民の意向を行政や施策の運営に反映させるためのパイプの役割を担うこと、また、家庭・地域の教育力向上に関して積極的に貢献すること、これらのことを心掛け、今後も活動を行っていきたいと思っております。以上で報告を終わります。ありがとうございました。

教育長

それでは、自由に意見交流したいと思いますので、何か今の米田議長からの報告をもとに、またそれ以外でも構いませんので委員の皆様からありましたら。

玉井委員

八幡町内会の役員もしているんですけど、この月曜日からラジオ体操を始めたんですよ。子どもたち来ないかなあと思ったんです。今日2日目なんですけども、結構来て、僕らみたいな年寄りもいっぱいいて、公園がいっぱいになるんですよ。結構みんなそういうのを待ち望んでるわけじゃないけども、やりたいって子多いんだなっていうのはすごく思いました。子供会がまたうまくいくかどうかかわからないんだけど、そういうふうにだんだんこう流れてくると、6年生に、ラジオ体操のカードにハンコをつく役とか、そういうのも増やしていてもいいのかなあと、今日も役員さんで話をしたんですけど。新府中音頭もですね、実はこの間八幡の町内会であったんですよ、6月に。で、誰も踊れない。それで、これじゃいけないということで、7月の最初だったかな、その会があるんですね、そこへ何人か有志の役員さんで行って踊ったんですけどね。これをやっぱり広げていかんといかんかなというのは、つくづく思いました。全く踊れなかったです。昔は運動会であったんですけど、僕自身も全然覚えてなくて。

松本委員

私も玉井委員と一緒に、町内会の運動会もラジオ体操もお声がかかっているんですけど、ラジオ体操はお手伝いなかなか行けないんですけど、運動会の時に、やはり新府中音頭、踊れていない状況を見て唖然としました。以前は私も子供会の会長をしていた時に、事前に、婦人会の方たちの練習の日に呼んでいただいて、まず子供会のお母さんたちが踊れるようになって、習いに行った覚えがあるんですよ。その中で、いろんな出会いとか、子育てのこととかつながりもできてきたので、あの当時はそういう部分でもよかったなあと思いつつ、今回はあまりのショックさにただただうろろ

歩いて残念な状況だったかなと。でも、今お話聞いたら、来年に向けて考えていらっしゃることも聞いたので、お手伝いできればいいかなと思っております。

教育長

町内会で盆踊りとかで新府中音頭を踊る機会があるんですか。

玉井委員

そうなんです。八幡町内会の運動会があるんです。

神原委員

最後にみんなでワイワイってね、踊りますよね。

玉井委員

炭坑節はみんな踊れるんですよ。

米田議長

委員の中でも、盆踊りなんかでもこの新府中音頭をかけて踊っていくとか、せっかく府中町の文化なので残したいという婦人会さんからの意見等ございました。カリキュラムの関係でなかなか学校の授業に入るっていうのは難しくても、やはり何かの形で引き継いでいていただきたいという意見がありました。

教育長

以前は学校の運動会で、全体の表現じゃないけどやっていたところもあるんですけど、今は学校行事の削減、午前中だけの運動会になってますから、そこまでちょっと難しいんじゃないかなと思ってらるんで。今のお話を伺うと、地域の中でそういうところにも伸ばしていく、だから、社会教育っていうのは子どもだけのものじゃないので、地域活動とつながっていくので、そういうところまでちょっと考えてもらえばいいかなと思いますよね。

教育長

神原委員さんいかがですか。

神原委員

先ほど米田議長の方から、部活動の地域移行というお話があったんですけども、教職員の皆さんの働き方改革と連携した問題でなかなか進んでいかないっていう面がある中で、今現時点でそのコーディネーターと言われる方を中心に地域移行していける部分が、どういう形で進んでいくのかなっていうのと、今現在、その地域の活動されている方が肯定的な受け止め方なのか、やっぱりいろんな課題が多すぎてなかなか進めるのは難しいのかっていう、そのあたりがお話が聞けたらなと思ったんですけど。

米田議長

私が知ってる範囲でまた後で、担当課の課長からも説明していただければと思うんですが、私が知ってる感じでは、今コミュニティスクールが進んでいる学校におきまして、学校長等もですね、その地域の方で、子どもたちがやりたいクラブの指導ができる方にお声をかけて、例えば公民館とかに、こういうことをしたいんですけれども、指導者の方をご紹介いただけませんかというような形で、探していращやるケースで、コーディネーターっていうのが各学校にはいるんですけども、その全体の府中町のそういった技術を持っていращやる方をコーディネートするっていうのはまだできてないんじゃないかなと思います。私も府中南小学校の消しゴムハンコ部のサポートをさせていただいているんですが、とても楽しいです。やらせていただいている身からしましたら、私の技術を役に立てていただける、あと先生方からは、その準備の負担等がない、例え

ば今日は何をしようとかかそういうのを考えなくても、どちらかといったら私がメイン、先生方がサポートという形で運営ができるので、ちょっと楽ですというようなお声をいただいたりはしています。ただ、緑ヶ丘中学校でバスケットを指導している者からすると、やっぱり今度その試合の引率とかそういうものが出てきた時に、学校の先生じゃなくてその地域の方にもっと比重が大きくなった時に、今ボランティアでみんな行っている状態なんです、今の体制のままではちょっと難しいのではないかっていうような声を聞きました。

神原委員

ありがとうございます。

社会教育課長

社会教育課長です。米田議長の補足になるかと思うんですが、参加された委員の皆さんとしては、やはり自分たちがいろいろ持っている技術を、先ほど、新府中音頭の踊りも1つなんです、何かうまい具合に伝えたいということがあると思うんです。やっぱりそこら辺のマッチングをどういう形でしていくか、今特に中学校の部活の地域移行のつながりをどうしていくかというところが、私どもも課題がありますし、委員の皆さんが前向きな話で、どうしていこうかという形なんです、そこがまだつなげていないというところが現状だと思います。以上でございます。

教育長

今の話はですね、中学校の部活動と、それから学校での地域協働活動があるんですよね。府中南小学校なんかは、地域協働活動で、いわゆる特活部門のクラブ活動、そこにですね地域の皆さん方が入ってくださってですね、私も中国新聞におった時にはその中国新聞の方から、新聞記者2名が行かせていただいて、新聞クラブとかですね、させていただく、大変すばらしい取組みをされているんですよね。県内の中でもあまり例がない。やっぱりそれはコミュニティスクールと、地域、学校協働活動、それと、部活動のつていうのはまたちょっと話が変わってきますので。やはり部活動についても今の社会教育とか連携して、何か地域の皆さん方のご協力をいただければ、素晴らしいなと思いますので、その辺もまたこれからの検討課題になってくると思います。府中町社会教育委員には以前ですね、家庭教育のあり方を提言という、提言っていうのは、ここで言います教育委員会が諮問して、その諮問に答えるのではなくて、これは社会教育委員の会議の問題意識の中で作られているものでございますよね、その中で、このようなマグネットを作ったりですね、裏に家庭教育支援チームくすのきの案内なんかもあったりして、県内でも、社会教育の中でこの家庭教育支援チームくすのきの活動がもう盛んに大変大きな評価を受けていますので、その辺もちょっと議長の方から話をいただければと思うんですが。

米田議長

私がこの社会教育委員に家庭教育の向上に資する活動を行う者ということで、その家庭教育支援チームくすのきから出ささせていただいてるっていう形になるんですが、そうですね、家庭教育支援チームになってから、平成23年、24年ぐらいにできたんですけども、親の力を学び合う学習プログラムっていうのが広島県教育委員会の方で策定されておりまして、なかなかその親が学ぶ機会がないということで、講演会等も有意義なんですけれども、そうじゃなくて話をしながら、本人たちが自ら気づいて学び合うっていう目的にして、プログラム講座なんです。いろんなテーマで講じてございまして府中町には府中町オリジナルバージョンっていうのがあるぐらいで、府中町の地域課題をその教材にしたものもあるんですね。それを、そのプログラムを使うために、ファシリテーターという司会進行役を養成しているんですけども、その養成されたファシリテーターで、この家庭教育支援チームくすのきというのが、構成されております。今170名を超えるぐらいのファシリテータ

一、なかなかみんながみんな活動しているかという、そういうことではないですが、松本委員もファシリテーターでいらっしやいまして。いろんな所に出向いて、家庭教育っていうものを理解していただけるようなしゃべり場というような形であったり、プログラム講座、講座という形だったり、形態はそれぞれなんですけど、お父さんお母さんに子ども、子育てに関するお話をさせていただいて学んでいただくという活動をしています。その関係で各学校ですね、中学校2校と小学校5校との連携をさせていただいて、今年は各学校に訪問させていただいて、1時間ほど、学校教育課、社会教育課の職員の方も一緒にお伺いして、その学校の困っていらっしやることとか現状等をお聞きして、今は不登校の支援といった課題にも取り組んでおりまして、月に1回、子どもと保護者さんが一緒に来れるカフェくすのきというのを開催したり、または、曜日は別になるんですが、月に1回、お母さんお父さんという保護者さんだけ話せる、おじいちゃんおばあちゃんもですが、お子さんがいない状態でお話ができる親の会等を開催して、保護者への支援、保護者がどうしても孤立しがちになるので、そういった保護者が繋がるような、提供をしたりっていうことと、あと、中央小学校なんかでは、登校の際にですね、子どもと一緒に来られた保護者さんが、子どもがやっぱりお家にまだ帰らないで学校にいて欲しいっていう場合があって、その場合ずっと一人ぼっちで校内で過ごされるっていうのは、毎日毎日辛いんじゃないかということで、校長先生が部屋を用意してくださって、月2回なんですけどこういうふうに学校で待たれてる保護者さんたちに校長先生が声をかけられて、おしゃべりしながら、待つといたしたしゃべり場っていうものを行ったりということで、まだこれはですね、残念ながら、全部の学校に均等に開催できておりませんので、南部の方が先行しておりますので、今年度来年度と府中町全域でそういった活動が展開できればということで、寄り添う支援ということですね、アウトリーチということで現場で出るっていうような活動をして府中町で育児、子育てをしたら楽しいっていうふうに思っただけのような、おせっかいおばちゃんたちが活動しております。以上です。

教育長

ありがとうございます。他に何かございますか。よろしいですか。

(な し)

教育長

それでは、米田議長ありがとうございます。

米田議長

お時間とっていただいてありがとうございます。

教育長

それでは日程第3を終了いたしますので、米田議長はここで退席されます。ありがとうございます。

(米田議長退席)

教育長

では次に参ります。日程第4、第9号議案「合同訓令の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第9号議案、令和6年7月23日、「合同訓令の一部改正について」、府中町職員倫理規程及び府中町不当要求行為等対策要綱の一部を改正する訓令を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。

詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。第9号議案について、ご説明します。

1枚めくっていただきまして、町長からの協議文の写しを添付しています。本件は、平成15年、平成23年に合同訓令として定めた訓令の一部改正について、令和6年6月28日付けで町長から協議があったものです。一部改正する訓令は、「府中町職員倫理規程」及び「府中町不当要求行為等対策要綱」で、改正理由は、「担当部長」の職を新たに設置することに伴い、関係する規定の整備を行うものです。町では、7月1日を施行日として、「担当部長」という職を新設する規則改正を行いました。当該改正に伴う改正となります。新旧対照表を掲載しておりますので、具体にはお読みいただければと思いますが、新たな職、「担当部長」を追加するのみで、その他の内容に変更はありません。なお、施行期日ですが、同意ののち、町長が定める日となります。説明は以上です。よろしくお願いします。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第4、第9号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決し、同意する旨町長に回答いたします。

以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会 午後2時04分)